

# 災害時における愛玩動物救護マニュアル

## 第1. 平常時における避難準備

災害時の対策はその多くが平常時に行うべきものです。日頃からしっかりと準備し、万が一の災害に備えましょう。

### 1. 村の役割

- (1) 避難所内で同行避難してきた動物を保管する場所（以下、飼育場所という。）を決定します。なお、収容可能頭数についても検討します。
- (2) 被災時に備え、日頃から準備しておくことについて飼い主への周知を行います。

### 2. 飼い主の役割

- (1) 自身の避難所を把握し、どこに避難するかを決めておきましょう。自宅そばに避難所がない場合には、預け先の検討も必要です。
- (2) 同行避難が可能な動物は犬や猫、その他小動物（小鳥、ウサギ、ハムスターなど）とします。
- (3) 特定犬や危険な動物は同行避難ができません。事前に預け先を検討しておきます。  
※特定犬には次の①～③が該当します。

① 秋田犬、紀州犬、土佐犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア、以上8犬種

② 8犬種以外で体高60cm以上かつ体長70cm以上の犬

③ 県知事が指定した犬

- (4) 飼っている動物には、いつも名札を着けましょう。また、感染症予防のワクチンを打っておきましょう。
- (5) 飼っている動物が犬の場合、登録と毎年の狂犬病予防接種を済ませ、鑑札と注射済票を飼い犬に装着しましょう。また、首輪が緩いと後ずさった時に頭が抜けてしまいます。適切なきつさに調節しましょう。（首輪装着時に指2本が入るくらい。）
- (6) 最低3日間分のペットフードや水、ケージなどの資材を準備しておきましょう。また、病気等の理由で特別食を与えている動物には7日分程度のペットフードを準備しておくことが望ましいです。

- (7) 避難所で避難生活が送れるよう、普段のしつけをしっかりと行いましょう。しつけの方法が分からないときには専門家へ相談してください。

いざという時にケージなどに入っておとなしくすることができない動物は、同行避難できない場合があります。あらかじめケージなどに安心して入ってられるようにしっかりと訓練してください。

また、犬の場合に法で定められた登録・狂犬病予防接種を行っていないと同行避難をお断りする場合があります。事前に必ず行ってください。

避難所には多くの動物が集まると予想されます。他の動物から感染症をうつされないようにするために、日頃から感染症予防ワクチンを接種しておきましょう。感染症予防ワクチンについてはかかりつけもしくは最寄りの獣医師に相談してください。

## 第2. 被災直後における同行避難

避難所では、人間と動物との居所は別の場所になります。動物はケージに入れるなど、感染症などの伝播を防止するため、極力個別に隔離した状態で飼養する必要があります。

また、動物同士の争いを避けるため、ケージには毛布をかぶせるなど、動物にかかるストレスができるだけ少なくなる環境作りを心がけるようにしましょう。

### 1. 村の役割

- (1) 飼育場所の被災の有無及び使用可能か確認します。使用できない場合は代替地について検討し、周知します。
- (2) 避難の初期段階では、動物と同行避難をしてきた人を飼育場所へ誘導し、臨時的に【動物受付】を行います。同行避難者である飼い主が集まったグループ（以下、飼い主グループという。）ができたところで、その役割を交代します。
- (3) 飼い主グループに対し、本マニュアルについて説明し、運営を依頼します。

### 2. 飼い主の役割

同行避難してきた動物の世話は原則として飼い主全員が連携して行い、飼い主グループが、動物飼育場所の運営を行います。避難生活では人も動物も大きなストレスを感じています。鳴き声や糞尿の臭いによるトラブルが増え、動物による咬みつき事故の危険性も増えてしまうと予想されます。普段以上に動物の管理には注意を払ってください。

この非常時に動物が逸走して（逃げ出して）しまうと、普段以上に見つかりにくく、また

捕まりにくくなってしまう。逸走を防止するためにも首輪や胴輪は適切に装着しましょう。

- (1) 予め把握していた避難所へ、飼っている動物と一緒に避難しましょう。
- (2) 動物を飼育場所へ持ち込む際には、その動物の受付を済ませましょう。受付は初め村が行っていますが、飼い主が責任を持って行うこととしていますので、受付を村から引き継ぎます。避難者が動物を連れてきた場合には【動物受け入れ手順書】を参考として、飼い主同士で協力して受付を行います。
- (3) 飼育場所の管理・運営の中心となる【連絡調整責任者】を飼い主の中から選出してください。主な役割は村との連絡調整や飼い主グループの取りまとめです。
- (4) 被災直後の避難所では動物の飼育場所が確保されていないことも想定されます。その場合にはできるだけ風雨がしのげ、他の避難者や動物の安全が確保できる場所にその動物を移動させます。運営組織の許可を得ている場合を除き、人の避難施設へ動物を持ち込んではいけません。
- (5) ケージが不足している場合は、リード（綱）や首輪の強度を確認し、周囲の安全性を確認した上で、雨がしのげる場所の強固な工作物に係留しましょう。また、動物によっては段ボール箱なども活用できます。
- (6) 飼育場所が屋外であり、風雨がしのげないような場所であるときにはテント等の設営を飼い主同士で協力して行います。設営は同行避難者との共同作業になり、他の避難者への配慮も必要となりますので【連絡調整責任者】と村との十分な協議が必要となります。

### 第3. 避難生活期における動物の管理

避難している時間が長くなるにつれて、人も動物も大きなストレスを感じます。うまくストレスが解消できるように、動物飼育場所では利用者がお互いに協力し合い、動物の管理を行きましょう。連絡調整責任者とならなかった人も積極的に協力し、他人任せにははいけません。

#### 1. 村の役割

- (1) 動物飼育場所の【連絡調整責任者】から上がってくる不足している物資などの要望を、県災害対策本部経由で県災害時動物救護本部へ伝達します。
- (2) 飼い主グループへ【動物受付】を引継ぎ、窓口運営を引き渡します。
- (3) 保護された飼い主不明のペットについては県保護班が対応するまでの間、動物飼育

場所に収容します。その動物については、他の飼い主同士が連携して当番制を採用するなど、自らの飼養動物と同様に飼育するようにします。

- (4) 保護された飼い主不明の動物が犬であった場合、可能な限り、犬登録台帳等で飼い主を探します。
- (5) 同行避難者等から飼育場所の環境改善についての要求があった場合、可能な範囲で対応し、それを超える場合には県災害時動物救護本部へ支援を求めます。

## 2. 飼い主の役割

動物飼育場所の管理・運営は全て飼い主の責任の下で行います。一部の人だけで行うのではなく、動物飼育場所を利用する方全員で協力しなければなりません。定めたルールを守り、互いに助け合いながら避難生活を送ってください。

必要な人員・物資の不足、保護情報や逸走情報、トラブル等の情報などは【連絡調整責任者】が取りまとめ、村や県災害時動物救護本部へ報告します。

避難所には多くの方が避難されていると思われます。そこで傍若無人な振る舞いをしてしまうと、動物飼育場所自体が存続できなくなる可能性もあります。しっかりと周囲に気を配り、トラブルにならないようにしましょう。

- (1) 【飼育場所のルール】作りを行いましょ。動物の管理は、全て飼い主の責任の下で行います。
- (2) 足りない物資等については、選出した【連絡調整責任者】から村対策本部を通じて県災害時動物救護本部あてに必要な物資の供給を依頼します。要求する物資等は必要な分とし、余分な量の要求は行わないようにしましょう。
- (3) 飼育場所の環境改善については村との協議により行います。避難所の全容を把握するよう努め、他の避難者との避難生活に支障が出ないよう気をつける必要があります。改善のための施工については、飼い主が行うことを原則とし、避難者に知らせるとともに、必要に応じて資材や技術の提供を呼びかけてください。
- (4) 飼い主が不明な動物については、他の飼い主同士が連携して当番制を採用するなど自らの動物と同様に世話をします。
- (5) 飼育場所は常に清潔にし、極力臭いなどを出さないようにしましょう。
- (6) 決まったところで排泄させ、排泄物はルールに則って処分しましょう。
- (7) 犬には散歩が必要です。飼い主の方達が協力して行ってください。
- (8) 事故防止のため、飼育場所へは関係者及びボランティア等の協力者以外は立ち入らせないようにしましょう。
- (9) 動物をケージ等の外へ連れ出す際には必ずリードで繋ぎ、絶対に放してはいけません。

- (10) トラブルは原則的に当事者同士で解決するものとします。その場で解決できないときには【連絡調整責任者】が取りまとめ、村対策本部を通じて、県災害時動物救護本部もしくは動物指導センターへ連絡を入れ、相談してください。

## 第4. 復興期における対応

### 1. 市町村の役割

- (1) 譲渡先の見つからなかった動物について、県保護班へ収容を求めます。
- (2) 飼育場所の役割を終えた段階で飼育場所を閉鎖します。

### 2. 飼い主の役割

- (1) 同行避難場所から帰宅や避難場所を移るときには、責任を持って片付けましょう。
- (2) 収容している飼い主不明の動物について、譲渡先を探すお手伝いをお願いします。